

- 森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムの実施主体となる意欲と能力のある林業経営者には、主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制が求められているが、多くの林業事業体が木材の生産性を高めるため、高性能林業機械を導入し伐出業作業に重点を置いた作業システムとなっている。
- また、保育作業については、未だ機械化が困難で人力作業となっており、特に、事業量の大半を占める下刈りについては、夏場の暑い時期が適期であることもあり、作業者の負担が大きいことなどから、主伐後の植栽・下刈等の保育作業を行う者が少ない状況にある。
- そこで、県では造林又は保育作業の体制整備を行う事業体に対し、労働安全に資する機材等の購入に係る経費への助成を行うこととした。
- 令和7年度においても、引き続き各地域における人材の掘り起こしに努めることとしている。

□ 事業内容

1 意欲と能力のある林業経営者育成事業

造林又は保育作業を行う体制整備又は拡充するために必要な、労働安全に資する機材、器具購入、作業環境整備、人材育成に係る助成

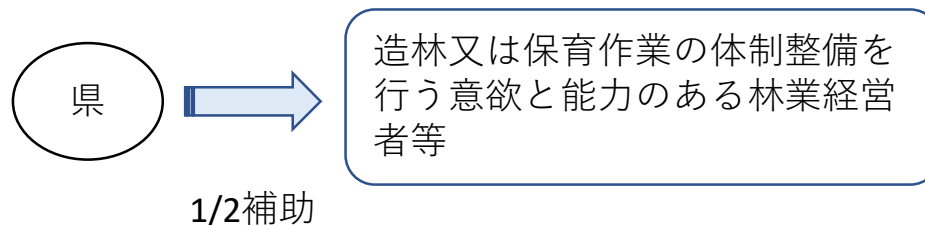
【事業費】4,373千円（全額譲与税）

補助率：1/2

【実績】6事業体に対し、労働安全に資する機材等の購入費を助成

□ 事業スキーム

1 意欲と能力のある林業経営者育成事業



□ 工夫・留意した点

- ・地域の小規模零細な事業者と意欲と能力のある林業経営者との連携強化を図り、造林、保育作業の体制づくりに努めた。
- ・造林・保育作業者の育成には労働環境の整備が不可欠であるため、令和6年度からは実務による研修（OJT研修）に係る経費を新たに補助対象とした。

◇ 基礎データ

①令和6年度譲与額	157,584千円
②私有林人工林面積（※1）	189,478ha
③人口（※2）	1,334,841人
④林業就業者数（※2）	1,330人

※1：「2020農林業センサスより」より、※2：「R2年国勢調査」より